

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 166

2019年2月号

2019年1月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「安易な道、難しい道」
- 03 月刊『フューネラルビジネス』で相続問題を解説しました
もうすぐ確定申告! 損をしないために確認したい自分の控除と還付金
- 04 平成31年度税制改正(個人関係)
住宅ローン控除の拡大と個人事業における相続税・贈与税の納税猶予措置等
OAG税理士法人 資産税部 奥田周年・渡邊正則
- 06 平成31年度税制改正(法人関係)
デフレ脱却と経済再生を確実なものとし景気の回復基調を持続する
OAG税理士法人 法人税部 坂本麻衣・長田 令
- 08 今後のセミナー開催予定

30th
CHALLENGE



「安易な道、難しい道」

OAGグループ代表
太田 孝昭

尊敬する先輩が話してくれました。

「なんだかんだ言っても、自分がここまで来たのは運が良かったことに尽きる」と。そして、
「いろんな決断をした中であって、

①安易な道は、上手くいかなかった。

②難しい道や、やましさの無い道を選んだ時には、大変だったけど上手くいくことが多かった気がする」

その時は聞き流していたんですが、後でメモを読み返してみると、自分(私)もそんな気がする気がしたんです。

安易な道は、底の浅い知恵のようなもので、直ぐに馬脚が露われて、行き詰ってしまう。

難しい道は、困難を極めたり、時間もかかるのですが、そのたびに考えさせられ、もがいているうちに何となく上手くいき始めます。そして、多少の波風では倒れない会社になって、事業の継続に繋がっていったような気がするんです。そう考えると、会社を継続したいと願うなら、常に難しい道を選べということになりますね。

さて、安易な道になるのか、難しい道になるのかは別にして、道は見えるのでしょうか。観念的には「見える」と言っても、具体的にはよく分からないというのが、私の本音です。経営者にとって、会社の継続は何よりも優先されますから、どんなに難しい道だろうが、立ち向かっていこうと思っています。しかし、道が見えないことには始まりません。道が見えないことほど心をイラつかせるものはありません。どうしたら良いのかと悩むのが経営だと言ってしまえば「身も蓋」もありませんが、実際はそんなところです。

そこで、もう一度原点に帰るのはどうでしょうか。何のための事業なのか、目標を再点検するので。社会へ貢献する(雇用の創造と納税は最大の社会貢献)、贅沢をする(個人の欲望の満足)、家族を養う、借金を返す(借金を返さないと家・屋敷が無くなります)、従業員に貢献する(従業員がイキイキ生きる場を提供する)等々、原点に思いを馳せ始めると道が現れてくるような気がします。安易な道なのか、難しい道なのかは分かりませんが、何となく道が現れてきたときにこそ、難しい道を選べば良いということですよ。

企業経営に安易な道は無いのかもしれませんが、あえて難しい道を行くと決めると、決断が迷わなくなること、そして覚悟ができることは請け負えます。

月刊『フューネラルビジネス』で相続問題を解説しました



葬祭ビジネスの情報誌『フューネラルビジネス』の1月号に、OAG税理士法人資産トータルサービス部部長の奥田周年とOAGコンサルティングアセットマネジメント事業部部長の吉村英晃が寄稿しました。奥田は「葬祭業者が知っておくべき相続のポイント」と題して、葬儀の事前相談の段階で質問が多い相続問題について、①相続人は誰か、②遺産分割協議がスムーズにできるか、③相続対策ができるか、という3点を中心に税務と法務を合わせて解説しました。一方、吉村は「葬儀相談で重要度が高まる『空き家』対策」というテーマで、社会問題化している「空き家」を解決するために、売却と活用の両面から問題を整理し、相続税や所得税なども考慮した相談対応が必要なることを説明しました。葬祭業以外の方にも分かりやすくまとめておりますので、ぜひご一読ください。

©総合ユニコム株式会社 月刊『フューネラルビジネス』 ◆総合ユニコム/刊 ◆本体価格:3,300円

もうすぐ確定申告! 損をしないために確認したい自分の控除と還付金

今年も所得税の確定申告のシーズンが近づいてきました。申告期間は2月18日(月)~3月15(金)ですが、手続きが間に合わなかったり、確定申告をすれば還付金を受け取れることを知らなかったりで、損をしている方が毎年たくさんいらっしゃいます。

例えば、①「年末調整をしたが、住宅ローン初年度の方」や②「医療費を年間10万円以上または総所得の5%以上支払った方」、③「ふるさと納税で6自治体以上に寄付をした方(必須)」は、少しでも税金が戻ってくるように、ご自分の控除を確認して、忘れずに確定申告をしましょう。

OAGでは、複雑な税務を分かりやすく解説した「アセットキャンパスOAG」で、確定申告に関する役立つ情報を無料で配信しています。所得税の控除では最大の「住宅ローン控除」や家族全員分をまとめて控除できる「医療費控除」、人気の「ふるさと納税(寄付金)控除」など、さまざまな手続きのマニュアルとして、ぜひ活用ください。



アセットキャンパスOAG

検索



① 住宅ローン控除

住宅ローン控除の確定申告は自分で作成しよう!【完全マニュアル付】

- 1.住宅ローン控除の確定申告により支払った所得税が戻る!
- 2.住宅ローン控除の効果は、所得税の控除の中で最大!
- 3.住宅ローン1年目は確定申告を! 確定申告は3STEPで完了!
- 4.住宅ローン2年目は年末調整をしよう
- 5.住宅ローン控除に関わる4つのQ&A

1年目は確定申告、2年目以降は年末調整



② 医療費控除

医療費控除の確定申告はお得? 期間・対象の医療費・申告手順の全知識

- 1.医療費控除は本当にお得なの? 医療費控除で得する所得税と住民税
- 2.医療費控除の概要を確認しよう
- 3.医療費控除の対象の有無の判断基準
- 4.医療費控除の確定申告をする際の2つの注意点
- 5.確定申告をしよう。必要書類の準備から提出までの6STEP。
- 6.平成29年からスタート「セルフメディケーション推進のスイッチOTC薬控除」

「医療機関にかかった人ごと」「かかった病院ごと」

1年分の領収書をまとめる

- IOAG太郎 ○○病院
- IOAG太郎 ○○歯科
- IOAG花子 ○○医療

年間合計10万円以上 or 総所得の5%以上が対象

平成 年分 医療費控除の明細書

※この明細書は、この「セルフメディケーション税制」が適用される場合にのみ提出する必要があります。

住所 東京都千代田区 × × 氏名 OAG 太郎

1 医療費通知に関する事項

2 医療費(上記1以外)の明細

医療費を支払った方(氏名)	医療機関の名称	医療費の区分	医療費(円)	自己負担額(円)	控除対象額(円)
OAG 太郎	○病院	○診療	40,000	10,000	30,000
○	□バス、JR	○乗車料	3,500	0	3,500
○	△薬局	○調剤	6,880	0	6,880
OAG 花子	○病院	○診療	9,830	0	9,830

③ ふるさと納税(寄付金)控除

ふるさと納税の確定申告・ワンストップ特例の完全ガイド【確定申告】

- 1.まずは確定申告が必要かどうかをチェックしよう
- 2.ふるさと納税で確定申告する4つのステップ
- 3.確定申告が不要なワンストップ特例制度を利用する4つのステップ

6自治体以上への寄付は確定申告が必須

9.「給与所得の内容等選択」画面

10.「適用を受ける控除」画面

ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用する場合は、確定申告が不要です。ワンストップ特例制度を利用する場合は、ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用する場合は、確定申告が不要です。

平成31年度税制改正(個人関係)

住宅ローン控除の拡大と個人事業における相続税・贈与税の納税猶予措置等

OAG税理士法人 資産税部 奥田周年・渡邊正則

平成31年度の税制改正大綱が平成30年12月14日に公表されましたが、例年通りであれば、実際に法案が成立するのは3月後半です。本稿では、個人関係の税制改正内容について解説を致します。なお、法律となった段階で大綱の内容の一部修正や追加等が行われる可能性があることをご了承ください。

所得税関係(改正案)

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例(創設)

現行制度は10年間の措置ですが、消費税率10%が適用される住宅については13年間の措置となります。

また、11年目以降の3年間については、消費税率2%の引き上げ負担分に着目した控除額の上限を設定しています。具体的には、11年目から13年目の各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除することができます。

- ① 建物購入価額(税抜)(4,000万円が限度)の2/3%
- ② 住宅ローン年末残高(4,000万円が限度)の1%

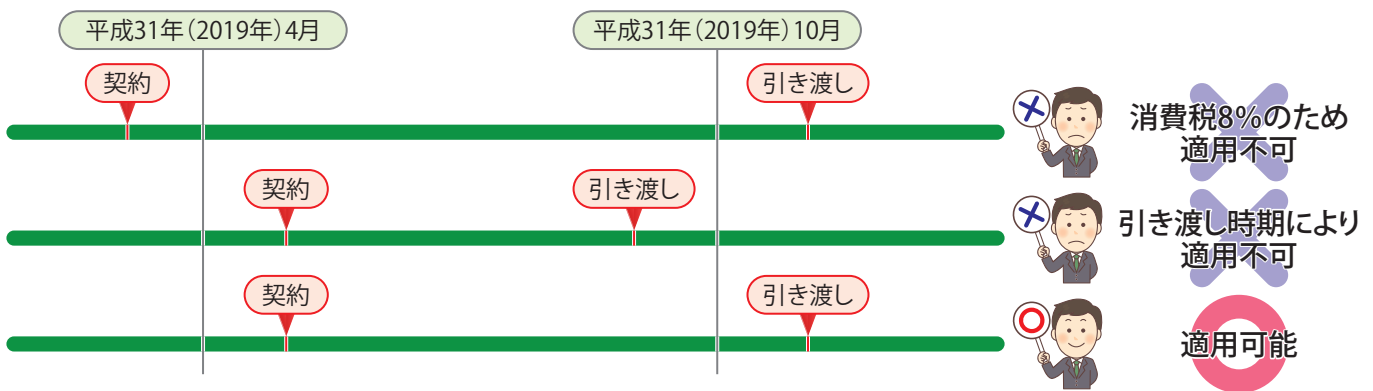
[注1] 平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合の措置になります。

[注2] 認定長期優良住宅および認定低炭素住宅の場合は上記4,000万円を5,000万円と読み替えて適用されます。

【住宅ローン減税の拡充のイメージ】



【戸建住宅を発売した場合の適用事例】



2 空き家に係る譲渡所得の3,000万円控除の特例(適用拡大)

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、現行制度では被相続人が老人ホーム等に入所後に相続が発生した場合、被相続人が居住していた家屋およびその敷地は特例の対象になりません。

しかし、今回の改正により、老人ホーム等に入所をしたために被相続人の居住用として使用されなくなった家屋およびその家屋の敷地は、一定の要件を満たす場合、特例が適用されることとなります。また、その適用期限が4年延長されます(平成35年(2023年)12月31日迄)。

[注] 上記の改正は、平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地の譲渡について適用されます。

相続税・贈与税関係(改正案)

1 個人の事業承継税制(創設)

法人の事業承継税制の個人版というべき税制が創設されます。

《1》個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度

認定受贈者(18歳(平成34年(2022年)3月31日までの贈与については20歳)以上である者に限る。以下同じ。)が、平成31年1月1日から平成40年(2028年)12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税が猶予されます。

[注1] 上記の「認定受贈者」とは、承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいいます。

[注2] 上記の「特定事業用資産」とは、贈与者の事業（不動産貸付事業等を除く。以下同じ。）の用に供されていた土地（面積400㎡までの部分に限る。）、建物（床面積800㎡までの部分に限る。）および建物以外の減価償却資産（固定資産税または営業用として自動車税もしくは軽自動車税の課税対象となっているもの、その他これらに準ずるものに限る。）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいいます。

[注3] 上記の「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導および助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成31年4月1日から平成36（2024年）3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいいます。

[注4] 上記の改正は、平成31年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

《2》 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度

基本的に贈与税の納税猶予制度と同様です。

2 小規模宅地等の特例（改正）

小規模宅地等の相続税に対する課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。）が除外されます。

[注] 上記の改正は、平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。

3 民法改正に伴う税制上の措置（改正）

《1》 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢が18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げられます。

《2》 次に掲げる制度における受贈者の年齢要件が18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられます。

- ① 相続時精算課税制度
- ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
- ③ 相続時精算課税適用者の特例
- ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

[注] 上記《1》《2》の改正は、平成34年（2022年）4月1日以後に相続もしくは遺贈または贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用されます。

《3》 配偶者居住権等の評価額が規定されます。

基本的には、土地および家屋の相続税評価額を配偶者（居住者）と土地および家屋を相続した者とで分ける（合計して100%）こととなります。

4 教育資金の一括贈与非課税特例（改正）

《1》 適用期限が2年延長され平成33年（2021年）3月31日までとされます。

《2》 下記の見直しが行われます。

(1) 受贈者の所得制限

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本特例の適用を受けることができないこととされます。

[注] 上記の改正は、平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

(2) 贈与者に相続が発生した場合の取扱い

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除きます。[注1]）において、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本特例の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいいます。）を、当該受贈者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされます（現行制度では、相続または遺贈により取得したものとみなされず、相続税の課税対象になりません）。

[注1] ① 当該受贈者が23歳未満である場合

② 当該受贈者が学校等に在学している場合

③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

[注2] 上記の改正は、平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用されます。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記「管理残額」の信託受益権等の価額に含まれないものとされます。

[注] 上記の改正は、平成31年（2019年）7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用されます。

《税制改正やその他法人・個人についてのお困り事はお気軽にご相談ください》

税務はもとよりOAGグループ全体に在籍する専門家たちと協力して、お客様の成長・課題解決にワンストップで
ご支援をしていきます。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人

☎ 03-3237-7500 (代)

平成31年度税制改正（法人関係）

デフレ脱却と経済再生を確実なものとし景気の回復基調を持続する

OAG税理士法人 法人税部 坂本麻衣・長田 令

平成31年度税制改正大綱には、企業の競争力を高める観点から研究開発税制の見直しや設備投資促進税制の継続・拡充が盛り込まれました。本稿では改正内容を抜粋して、概略をご説明します。なお、今後通常国会で修正される可能性もあり、その場合には本稿の内容に変更が生じることにご注意ください。また、改正内容の詳細等につきましては弊社担当スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

中小企業者等に対する軽減税率の特例の延長

中小企業者等の軽減税率特例の適用期限が2年間延長され、2021年3月31日までに開始する事業年度について適用されることになりました。

所得金額800万円以下の部分に係る法人税率	本則19% → 特例15%
所得金額800万円超の部分に係る法人税率	本則23.2%

中小企業者の範囲の見直し

租税特別措置法上の中小企業における「みなし大企業」の範囲について、見直しが行われました。これにより、資本金5億円以上の大企業の支配下にある孫会社も中小企業特例の適用対象外とされます。

	現行	
中小企業者の範囲	① 期末資本金の額が1億円以下の法人（ただし、以下の法人を除く） 1. 発行済株式の総数の1/2以上が同一の大規模法人に直接所有されている法人 2. 発行済株式の総数の2/3以上が複数の大規模法人に直接所有されている法人	
	② 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1000人以下の法人	
	現行	改正案
大規模法人の範囲の拡大	① 期末資本金の額が1億円超の法人	現行に加えて、 ③ 大企業の100%子法人
	② 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1000人超の法人	④ 100%グループ内の複数の大企業に発行済株式または出資の全部を保有されている法人 ※大企業とは、資本金5億円以上の法人等をいう。

特別法人事業税（仮称）の創設と法人事業税率の改正

地域間の税源偏在の是正に対応するため、新たな措置として特別法人事業税（国税）が創設されました。2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

納税義務者	法人事業税（所得割または収入割）の納税義務者
課税標準	法人事業税額（標準税率で計算した所得割額または収入割額）

この改正に伴い、2008年より徴収されていた地方法人特別税（国税）は廃止され、法人事業税に復元されます。

税目	課税標準	税率			
		外形標準課税適用法人		資本金1億円以下の普通法人等	
		現行	改正案	現行	改正案
法人事業税（所得割）	年400万円以下の所得	1.9%	0.4%	5.0%	3.5%
	年400万円超800万円以下の所得	2.7%	0.7%	7.3%	5.3%
	年800万円超の所得	3.6%	1.0%	9.6%	7.0%
地方法人特別税		414.2%	廃止	43.2%	廃止
特別法人事業税		—	260%	—	37%

中小企業向け設備投資促進税制の見直しおよび延長

中小企業者等が設備投資を行った場合の以下の優遇措置について、一部を見直したうえで適用期限が2年間延長されました。原則として、2019年4月1日から2021年3月31日までの間に事業の用に供した資産につき適用されます。

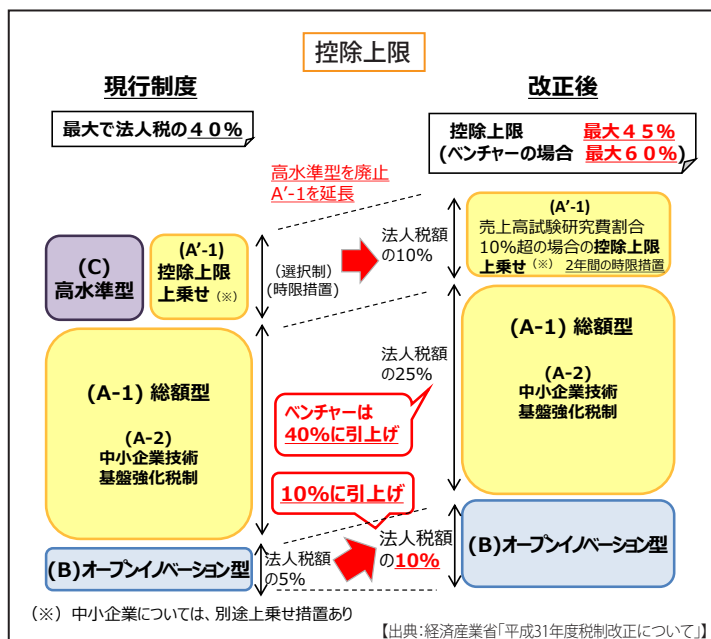
中小企業投資促進税制	適用期限の2年延長
中小企業経営強化税制	適用期限の2年延長 (見直し) 特定経営力向上設備等の範囲の明確化および適正化が行われます。
商業・サービス業活性化税制	適用期限の2年延長 (適用要件の追加)「収益力向上要件(経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により、売上高または営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであること)について、特定経営革新等支援機関等の確認を受けること」が追加されました。

イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

2019年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する事業年度において、試験研究を行った場合の税額控除制度について、次の見直しが行われます。

1 総額型

- ① 試験研究費の総額型税額控除制度に係る税額控除率を研究開発投資の増加インセンティブがより強く働くように見直した上で、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額上限額が法人税額の40% (現行25%) に引き上げられます。
- ② 「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)」が改組され、税額控除率を控除割増率を加算した率とする措置を加えた上で総額型に統合されるとともに、その適用期限が2年延長されます。
- ③ 税額控除率の上限を14% (原則10%) とする特例の適用期限が2年延長されます。



2 オープンイノベーション型

- ① 企業間における一定の要件を満たす委託研究、研究開発型ベンチャー企業との共同研究および委託研究を特別試験研究費の対象範囲に加えるとともに、右表のとりの見直しが行われます。
- ② 控除税額上限額が法人税額の10% (現行5%) に引き上げられます。

特別試験研究費の範囲	税額控除率	
	現行	改正案
国の研究機関や大学等との共同研究・委託研究	30%	30%
研究開発型ベンチャー企業との共同研究・一定の要件を満たす委託研究	—	25%
企業間における一定の要件を満たす委託研究等	—	20%
特定用途医薬品等に関する試験研究	—	20%
上記以外の共同研究・委託研究	20%	20%

特定事業継続力強化設備等(仮称)を取得等した場合の特別償却

中小企業等経営強化法の改正を前提に、一定の中小企業者が同法の改正法の施行日から2021年3月31日までの間に一定の計画に基づく防災・減災設備を取得して事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができる措置が講じられます。

対象設備等
① 機械装置: 1台または1基の取得価額が100万円以上のもの
② 器具備品: 1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
③ 建物附属設備: 一の取得価額が60万円以上のもの

仮想通貨に関する課税関係(法人税)

法人税における仮想通貨の取り扱いが明確化されました。改正は、以下のとおりとなります。

- 期末評価方法: 活発な市場が存在する場合は時価法とし、それ以外の場合は原価法とする。
- 譲渡損益の計上時期: 譲渡に係る契約をした日の属する事業年度とする。
- 譲渡原価の算出方法: 移動平均法または総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とする。
- 信用取引等: 事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等について、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上する。
- 適用時期: 2019年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。なお一定の経過措置を講ずる。

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
	ただ今準備中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。	

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



長浜城



日本海



メタセコイア並木

Photo by Yasuyoshi Wada

琵琶湖と若狭湾国定公園(三方五湖)をレンタカーで1日かけて周遊してきました。まずは、豊臣秀吉が築城した長浜城から出発です。澄み渡る青空に、黄金色の銀杏と白亜のお城が華麗に映えて見えました。湖東から一気に北上して若狭湾へ。敦賀、美浜と風光明媚な場所に何故か原発があることを再認識させられます。原発の立地は、燃料を受け入れる港と蒸気を冷却するための大量の水がある海岸線に限られるようです。その海岸線を通してレンボラインを登り、若狭湾と三方五湖を見渡すことができる山頂公園に着きました。紅葉と日本海、そして5つの湖が織りなす絶景でした。その後、鯖街道の熊川宿を抜け、湖西にある紅葉が真っ盛りのメタセコイアの500本の並木道を通り、琵琶湖を一望できる「琵琶湖テラス」に向いました。しかし、思わぬ事故渋滞に遭遇…。夕闇が迫って来たので諦めて、琵琶湖大橋・近江八幡・彦根城をスルーして長浜城に帰着しました。ドライブ距離おおよそ300キロ、10時間の虹色の秋を満喫した旅でした。

- ◇三方五湖: 福井県三方郡美浜町にあり、水質(塩分濃度)と水深がそれぞれ違うため、湖面の色が微妙に異なる「五色の湖」といわれる神秘の湖です。
- ◇メタセコイア並木: 500本のメタセコイアが2.4kmにわたって植えられ、四季折々の表情が見られます。1994年に「新・日本街路樹100景」のひとつに選定されました。
- ◇鯖街道: 若狭国と京都を結ぶ街道の総称です。主に魚介類を京都へ運搬するための物流ルートでしたが、特に鯖が多かったことから、近年になって「鯖街道」と呼ばれるようになりました。

<編集後記>

私事ですが、今年は本厄なので、先日西新井大師へ厄払いに行ってきました。科学的根拠は証明されていませんが、何となく…。「厄年」は人生において男性には3回、女性には4回訪れ、一般的には災難に遭いやすい年といわれています。しかし、諸説あり、「厄年=役年」とされ「人の役に立つ年」という考え方もあるそうです。悪い方に考えず、今年は人の役に立てる年となるよう、精進したいと思います。とはいえ、健康管理には十分気を付けていきたいと思います。

さて、2月と言えば、節分・立春・バレンタインデー・閏日と、様々な行事が頭に浮かびますが、やはり忘れてはいけないのが「確定申告」です。所得税の確定申告期間は2月18日(月)～3月15日(金)ですから、申告が必要な場合は余裕をもって準備を始めたいですね。(や)

発行 OAGグループ
OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人
住所 東京都千代田区五番町6-2 ホーマットホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510
発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭
編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報